

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■梅林宏道 製作責任者 ■田巻一彦 郵便振替口座 ■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

核兵器は、対処すべき共通戦略が完全に欠如している最大の脅威



アナンの警告

2006年末から2007年初めにかけて、核兵器廃絶努力に勇気を与える2つの文章が発表された。まず昨年11月28日、アナン前国連事務総長が、プリンストン大学において行った核兵器に関する演説¹⁾は、今日の核兵器問題を考えるうえで極めて多くの示唆を与えている。国連事務総長を退任するに当たって、世界に向けた強いメッセージと受けとめることができる。次いで今年1月4日、「ウォールストリート・ジャーナル」に、かつて米核政策の中核にいたキッシンジャーら4人の元米政府高官による「核兵器のない世界を」と題した署名論文が掲載された。後者は次号で紹介するが、今号ではアナン氏の演説を抜粋翻訳しながら要旨を紹介する。(以下で「」内は、演説の抜粋訳)

写真: 国連本部に別れを告げるアナン氏(国連ウェブサイトより)

全人類の生存にかかわる唯一の兵器

今日の世界には貧困、環境汚染、伝染病を含む経済的、社会的な脅威など諸々の脅威があるが、中でも最も大きな危険をもたらすにもかかわらず、対処する共通戦略が完全に欠如しているのが核兵器に関する領域である。その理由を3つあげる。

「第1に、核兵器は、全人類の生存に関わる比類のない脅威である。

第2に核不拡散体制が現在、信頼性において大きな危機に直面している。北朝鮮が核不拡散条約(以下NPT)から脱退した一方で、インド、イスラエル、パキスタンはNPTに一度も加わったことがない。イランの核計画の性格については少なくとも深刻な疑惑がある。そして、これらは核兵器国がとっている不拡散へのケースバイケースのアプローチの正統性と信頼性への疑問を引き起こしている。

第3にテロリストによる核兵器取得の危険がある中で、テロの激化が核兵器が使われるおそれを著しく高めている。」

もちろん、化学・生物兵器も問題である。

「しかし、核兵器はもっとも危険である。我々が広島と長崎の怖ろしい実例から知っているように、一つの爆弾さえ都市全体を破壊することができる。そして、今日それらの何倍も強力な核爆弾が存在している。これらは、全体として人類に対する無比の脅威をもたらしている。」

失敗を重ねた共通戦略NPT

「40年前、核兵器の危険は何としても避けねばならない

今号の内容

核兵器廃絶へ アナンの警告

特集: 非核兵器地帯

東北アジア非核兵器地帯に進もう
中央アジア非核兵器地帯条約の新しさ
中東非WMD地帯化とイラン制裁決議

【図説】世界の非核兵器地帯

との理解の下で、世界のほとんど全ての国が集い、NPTに体现される壮大な交渉を成立させた。

その条約は、本質的には、当時の核兵器国と残りの国際社会との契約であった。核兵器国は、非核兵器国を核兵器で脅かすことをしないと別の形で宣言しつつ、核兵器撤廃に誠意をもって交渉すること、核拡散を防ぐこと、原子力エネルギーの平和利用を容易にすることを約束した。それと引き替えに、他の国々は、核兵器を取得、あるいは製造せず、全ての核活動を国際原子力機関（以下、IAEA）の検証の下に置くことと約束した。このようにNPTは核拡散を防ぎ、かつ核軍縮を進めるように設計されていた。」

1970年の発効からつい最近まで、NPTは世界的な安全保障の要であると広く認識されてきた。が、近年、国際社会は南アジア、朝鮮半島と中東での危機に対しどう適用すべきかについて同意することができず、NPTは批判にさらされている。2005年には5月のNPT再検討会議、9月の世界サミットと条約の基礎を強化するチャンスが2回あった。しかし、核不拡散と核軍縮のいずれが先かの問題に合意できず、両方とも失敗した。

<不拡散優先派>は、主たる脅威は核兵器そのものからではなく、核兵器を保有する者の性質から生じるのであって、新たな国や非国家主体への拡散が脅威の主因だとする（水平拡散）。他方、<軍縮優先派>は、世界が既存の核兵器とその継続的な改善によってもっとも危険にさらされるとする（いわゆる垂直拡散）。非核兵器国の多くは、核兵器国に対し、1995年NPT無期限延長の際の約束と2000年の約束³から後退していると批判している。

「この論争は、兵器は紛争の原因か結果かという昔からある論争の繰り返しである。これらは不毛かつ非生産的な議論であり、間違った二分法に基づくものである。

軍拡は紛争につながる脅威を増大させる。そして政治的紛争は、兵器の獲得への動機になる。武器を減らす努力と紛争を減らす努力の両方が必要である。同じように、核軍縮と核不拡散の両面での努力が必要である。」

「私は、今年始め、我々は『夢遊病にかかって破滅に向かって歩いている』と発言した。実際にはそれよりさらに悪く、高速で航行する航空機の操縦桿を握ったまま眠っているのである。起きて操縦しない限り、結果は火を見るより明らかである。もちろん、航空機は両翼が使用可能な場合だけ飛行を維持することができる。我々は核不拡散と核軍縮のどちらかを選ぶことはできない。我々は、緊急性を持って両方の仕事に取り組みなければならない。」

問題は、この惨状を越える糸口をどう見いだすかである。軍縮優先派、核不拡散優先派の双方に、次のことを言いたい。

軍縮優先派に向けて

「核拡散は核保有国だけに対する脅威ではないし、主として核保有国への脅威でもない。核兵器の引き金におかれる指が増えるほど、その中には不安定な国家の指導者や非国家主体の指が増えるだろう。そして人類に対する脅威は拡大する。」

「核軍縮の進展の欠如は核拡散の脅威に対処しないことと同じに訳にはならない。」

NPTを遵守する有力国には核兵器国が軍縮義務を果たしていないと強く感じている国がある。しかし、その憤りが拡散者を有利にしないよう注意すべきである。

新たな兵器用核分裂性物質の生産の停止や核実験のモトリアムの維持など、核兵器国が行った軍縮努力を正当に評価すべきである。

「同様に、大量破壊兵器の製造に必要な商品の輸出管理を改善する国連安全保障理事会決議1540で規定された努力のようなものを、たとえ小さな措置であっても核拡散を防止する措置を支持すべきである。」

民生用の核燃料及びサービスへのアクセスをすべての国に保証しながらも、核燃料サイクルのなかの核兵器製造につながる機微な技術の拡散を阻止する方法を見出そうとしているIAEA事務局長の努力を支持してほしい。

核兵器廃絶や核拡散防止のためのイニシアチブの履行を、他の問題における他国の譲歩を条件にするような振る舞いを勇気づけたり許容したりしてはならない。

不拡散優先派に向けて

たしかに冷戦後の核軍縮の進展はあった。配備されていた核兵器は減ったし、全廃された種類の核兵器もある。米口は戦略核兵器の配備数を制限し、艦船から非戦略核を除去した。米議会⁴は「バンカーバスター」予算を拒否し、大部分の核実験場は閉鎖され、核実験のモトリアムが続いている。フランス、ロシアと英国はCTBTに批准した。

しかし、まだ2万7千発もの核兵器が使用可能で、うち約1万2千発は実戦配備されている⁵。

「核兵器の数は減らしてよいが、より小型で使用可能なものが必要であると考えたり、紛争に実際に使用することすら口にした国がある。」全ての核兵器国は核兵器及び運搬手段を近代化している。これがNPTで認められると考えるとはならない。

「これらの国が、NPTの枠外の4つの核兵器能力を有する国⁶に如何に対処しようとしているのか明らかでない。どれかの国が核兵器能力を獲得することを許したときのドミノ効果を彼らは警戒する。しかし、それをいかに防ぎ、実際に起こった際にいかに対処するかの方法が分からないように見える。彼らは、少なくとも逆ドミノ効果の試みを検討すべきである。つまり核兵器を系統的かつ継続的に削減し、核兵器の通貨価値を引き下げ、他の国がその例にならうようにしむけるべきである。」

逆に、核兵器国は、国家安全保障に明白な脅威がないときにも核兵器に拘泥し、近代化することによって、地域で本当の脅威に直面する国が、彼らの安全と地位にとって核兵器が必要であると考えようしむけている。

他国に核実験やミサイル実験を行わせないように主張する国は、CTBTを発効させ、自国のミサイル実験を停止し、ミサイル規制の強力な多国間条約の交渉を速めるほうが、ずっと説得力がある。

「アルゼンチン、ブラジル、ドイツ、日本などの主要国は、核兵器の開発を拒否することによって、核兵器が安全保障や地位にとって不可欠ではないことを示してきた。南アフリカは核兵器を解体してNPTに加わった。ベラルーシ、ウクライナとカザフスタンはソ連時代の核兵器を断念した。リビア

シビリアン・コントロールより大切なもの

ピースデポ代表 梅林宏道

防衛庁が防衛省になった。シビリアン・コントロールを強化しなければならないという議論に異論はない。しかし、それより先に、世界有数の経済発展を遂げている大国の中で唯一「国防省」を持たなかったという平和国家として世界に誇るべき実績を放棄したことを、ほぞを噛む認識として胸に刻みたい。

軍隊は自己増殖する。軍隊は軍事的緊張がなければ存在感を示すことができない組織である。軍隊にとっては、たえず脅威シナリオを提示することが第一の仕事であり、場合によっては最悪シナリオを示しながら軍事力を準備する。シナリオにそった演習もする。そのような姿を示せば、敵はそれに応えざるをえず、想定上の脅威は本当の脅威になる。言葉を変えれば、軍隊は敵を作り出しながら存続する宿命におかれている。

だからこそ強力なシビリアン・コントロールが必要だという議論も出てくる。しかし、その前に、だからこそ、軍隊はやがてなくすべき存在であり、人類はそのために努力している、と繰り返し言葉にすべきである。日本は、その意味で世界に先駆けた努力をし、世界に貢献していた。日本のマスメディアには、この観点からの論調が極めて弱い。

私は、冷戦後の米軍の推移を追う中で軍隊の自己増殖の姿を実感してきた。ソ連が崩壊した後、冷戦期に肥大した軍機構に大なたが振るわれた。しかしやがて、まず

湾岸戦争を材料にして大型地域紛争シナリオが作られ、次ぎに宇宙戦争を含む21世紀型脅威シナリオが喧伝され、今は対テロ戦争のグローバル・シナリオが世界を席捲している。軍需産業が軍と一体となって権益擁護のために強力な政治圧力を発揮した。

シビリアン・コントロールという側面においては、米国は日本よりはるかに先進国である。しかし、軍の自己増殖を抑えることができない。シビリアン・コントロールを強調するだけでは、アメリカを見習えということになかぬ。しかし、軍隊そのものへの本質的批判が極めて弱い米国社会に対して、日本はその面では米国より進んだ社会的風土を保持している。それを優れた財産として自覚すべきである。

この肯定的な道義的地平を、ただ徳目として述べることでは説得力をもたない。この論点を支え、発展させる資料、分析、視点を発掘し、発信する斬新な創造力が求められる。その分野における日本の市民社会の力量は残念ながら極めて弱い。

ピースデポは、少しでもこの分野で貢献できることを目指して、2007年も挑戦を続けたい。皆様のご支援を心からお願いする。



は核および化学兵器計画を断念した。核兵器国はこれらの模範を賞賛してきた。彼らはその後続くべきである。」(要約者注:ドイツと日本に関しては核兵器に依存した安保政策をとっており、アナンとの認識は違っている。)

多くの政府と市民社会は、非国家主体からの脅威が増加している今日においては、核抑止という冷戦時代の教義は通用しないとの考えを強めている。我々は核拡散を防ぐ別の共通の戦略を開発する必要があるのではないか。

「こうした理由から、私は核兵器を保有する全ての国に対し、核軍縮の誓約を履行する具体的なタイムテーブルを伴った実行計画を立案するよう呼びかける。そして私は、厳密で効果的な国際管理の下において全ての核兵器の前進的な廃棄を達成する意志を表明する共同宣言を発するよう、すべての核保有国に要請する。」

気持ちを一新した討論を

「要約すれば、唯一の進むべき道は核不拡散と核軍縮の両面につき同時に進展させることである。これは、テロの

脅威に効果的に対処するのみならず、実際のものであれ、修辭上のものであれ、特定の国や政府を核兵器の開発や獲得によって安全保障を図ろうとする、それがいかに誤った考えであるにせよ、原因となっている脅威に同時に効果的に対処することなしには達成しないであろう。

これは複雑で気を怯ませる課題である。指導力と信頼の確立、対話と交渉が必要である。しかしまず、気持ちを一新した討論、包括的であり、国際交渉の規範を尊重し、多国間のアプローチを再確認するような討論を開始しなければならない。(訳および要約:ピースデポ)

注

1 www.un.org/apps/sg/sgstats.asp?nid=2330

2 「ウォールストリート・ジャーナル」2007年1月4日、

online.wsj.com/article/SB116787515251566636.html

3 「イアブック核軍縮・平和2006」基礎資料1-4

4 「イアブック核軍縮・平和2006」C1

5 「イアブック核軍縮・平和2006」データシート6【1】2】

6 「イアブック核軍縮・平和2006」データシート6【3】(続き)

平和への願いだけではかわらない

東北アジア非核兵器地帯を今こそ

第3回「核兵器廃絶-地球市民集会ナガサキ」
第2分科会「非核兵器地帯と核の傘（06年10月22日）」の要約



核兵器に依存するか否かの選択

核兵器廃絶 地球市民集会ナガサキ第2分科会は、コーディネーターである梅林の趣旨説明で始まった。「現在の国際情勢下で各国が取るべき選択肢は3つある。

- 1 核兵器を保有する。
- 2 核兵器を保有しないが核の傘の下に入る。
- 3 非核地帯を形成してその一員となる。

しかし、1と2の選択肢は核兵器に依存するという点で同じだ。大切な選択は、核兵器に依存するか否かの選択肢である」と、梅林は基本的な考え方を整理した。

「この二者択一を踏まえた上で、第2分科会の目的は『非核兵器地帯』の原理と有効性を再確認し、また、日本を含めた『東北アジア非核兵器地帯』を形成することの意義、さらにこの非核兵器地帯の形成に向けての具体的な方針にまで踏み込んで議論をすることである。」（以下敬称略）

次に、もう1人のコーディネーターであるエンフサイハンが非核兵器地帯の原理とその利点を説明した。

「非核兵器地帯とは地域的な核不拡散措置で、地域の安全保障を核兵器に依存せずに高めようとする。この地域的な核不拡散措置は、地球規模の核軍縮を促すのみならず、核不拡散条約（NPT）にはない規制を加えるものだ。つまり、非核兵器地帯の形成によって非核地帯条約参加国の領土に核兵器の配備を禁止する。」

そしてエンフサイハンは非核兵器地帯の現状を述べた。現在、5つの非核兵器地帯が114カ国、20億人の人口を内包している。この5つの非核地帯は地球面積の50%、南半球面積の95%を占める。エンフサイハンは東北アジア非核兵器地帯を第2世代の非核地帯として位置づけた。第1世代の非核地域は、核保有国の核戦略が絡まない所で形成されたのに対し、第2世代の非核地域は、核保有国の核戦略の利害が絡む所で今後形成される。この第2世代の非核地域にあてはまるのが、中央ヨーロッパ、中東、南アジア、そして東北アジアである。

第2分科会発言者（文中敬称略）

コーディネーター

梅林宏道 ピースデポ代表

ジャルガルサイハン・エンフサイハン

モンゴル・ブルーバナー所長・元国連全権大使

スピーカー

クオン・ヒョクテ 韓国・聖公会大学教授

アチン・バナイク インド・デリー大学教授

ジョン・パローズ アメリカ・核政策法律家協会

事務局長

朝長万左男 長崎大学大学院教授

芹澤清 外務省軍縮不拡散・科学部

軍備管理軍縮課長

安全の保証の大切さ

パローズは、非核兵器地帯と「安全の保証」との関連について報告した。NPTという文脈では安全の保証が重視され、「消極的安全保証（NSA）に法的な拘束力を与えることが要求されているけれども、非核兵器地帯の現状においては「安全の保証」が軽視されていると指摘した。たとえば、「アフリカ非核兵器地帯の条約が長く発効されないことは、アフリカ諸国が加盟国の『安全の保証』を強く意識していないということの表れである。また、ラテンアメリカ・カリブ非核兵器地帯（トラテロルコ条約）では、加盟国が核兵器国と結託して侵略行為を行った場合には、議定書に拘束されないと米国と英国が発言しているように、核兵器保有国が一方的に条件をつけるという事態が起こっている。にもかかわらず、条約加盟国はそれを放置している。

したがって、非核兵器地帯を形成、維持してゆく上で「安全の保証」を強化してゆくことが重要である。ラテンアメリカ・カリブ非核兵器地帯を形成するさいに見られた米国と英国のような一方的宣言については、加盟国もそのような宣言を拒否することが必要である。」

さらに、新たな非核兵器地帯を構想する場合は、プルトニウム抽出施設やウラン濃縮施設を一国のみで管理させない、多国間で管理させるような条項を含めることをバ

ローズは提案した。

バナイクは、インドとパキスタンの国家間の緊張関係について述べた。「1998年の核兵器実験以降、政府が宣伝したように核を持つことによって安全が増すどころか、両国間の緊張は高まり危険が増している。この事態は、核兵器による安全保障という理論が、現実には破綻していることを端的に示すものだ。

政府レベルでは両国は衝突しているが、市民レベルでは非核兵器地帯形成に向けた試みが行われている。たとえば、インドの「核軍縮と平和のための連合(CNDP)」とパキスタンの「パキスタン平和連合(PPC)」が共同でカシミール地域の非核兵器地帯化を提案している。また、南アジアの非核兵器地帯形成のために、ネパールがモンゴルのように一国非核兵器地帯の地位を得てはどうかとバナイクは提案した。

朝長は、「日本は、中央アジア非核兵器地帯の実現に貢献したという実績を生かして、東北アジア非核兵器地帯を実現させるべきだ。逆に、日本が核武装をするならば、これは質量とも北朝鮮をはるかに凌ぐものとなり、北朝鮮のみならず中国との対立を生み出すことになる」と述べ、日本の潜在的核武装に対して警告した。

「核兵器対人間」の構図を

クォンは、東北アジアの非核兵器地帯化に向けての問題を提起した。北朝鮮の核武装が東北アジアを核戦争の危険に晒しているにもかかわらず、「政府任せ」が主流で、「東北アジア」という意識すら市民の間で希薄だ、とクォンは述べた。

「東北アジア」という概念への意識の低さの理由を、「非対称性」というキーワードを用いてクォンは説明した。非対称性とは、一国の「平和」が他国の「非平和」の上になり立っているような関係のことを指す。「いわゆる東北アジアという地域はこの非対称の関係にあるから、『東北アジア』という地域意識は市民の間では脆弱で、孤立性、分散性を維持したままだ。だとすると、非対称的な関係を打破する積極的な努力が必要だ。たとえば、広島と長崎の被爆は「唯一の被爆国」という表現で、日本一国の悲劇として語られてしまう。『核兵器対日本国民』という構図ではなく、『核兵器対人間』という構図でこの被爆を理解しなければ、『唯一の被爆地帯』という認識の上に東北アジア非核兵器地帯を形成することは難しい。」

また、北朝鮮による核兵器実験がこの地域の「非対称性」を一層複雑にした、とクォンは続けた。東北アジアという地域においては、非核地帯化どころか核兵器の「最悪の連鎖」が起きる危険がある。この危険を回避するため「東北アジア非核兵器地帯」構想は新たな段階に入っているが、その実現には「政府任せ」から「市民主導」に転換する努力が必要だ、とクォンは述べた。

最後に、芹澤は政府の立場から非核兵器地帯に言及した。梅林が冒頭で提示した核兵器に依存するのかわからないのか、という2項対立ではなく、この2項対立を折衷する中間のアプローチを模索すべきだ、と述べた。つまり核兵器に依存して「核の傘」に守られながら、非核兵器地帯の条件を探るということである。さらに、「『東北アジア非核地帯』

構想が進展しないのは、関係各国間の信頼関係が欠けているからだ。したがって、各国間の信頼関係を構築してゆくことが、この地域の非核地帯の構想に向けて大切だ」と述べた。

また芹澤は、東北アジア非核地帯について「**日本と韓国と北朝鮮が核のない状態となりそれを米国、ロシア、中国が尊重するという形が、共通認識になっていると思うと注目すべき見解を示した。**これはNGOがこれまで強調してきたスリー・プラス・スリー構想が共通認識となっているということであり、嬉しい展開である。

「ノー・ファースト・ユースの傘」

以上を7名が報告したあと質疑応答が行われた。日本が「核の傘」から出るということを選択した場合どのような困難が伴うか、という質問があった。この質問に対して芹澤は、核兵器が存在する以上、政府は国民を守る義務があるから、「核の傘」から出る方向を目指すのではなく、「核の傘」から出ることが可能な状況を作ってゆくことが大切だ、と答えるに留まった。このやりとりに関連して、パローズは、「核の傘」ではなく「ノー・ファースト・ユースの傘」を日本が米国に求めるということを提案した。この「傘」によって、日本に核攻撃がある場合を除いて米国は核兵器を使用しないことになる。また、エンフサイハンは、モンゴルが果敢に挑戦している「一国非核兵器地帯」を敷衍し、日本も「一国非核兵器地帯」形成し「安全の保証」を周辺各国に求める方法を提案をした。

また、日本が43トンものプルトニウムを蓄積していることが、東北アジアの非核兵器地帯化にどのように関わるのか、という質問があった。これについて芹澤は、兵器目的のプルトニウムとエネルギー目的のそれを区別すべきで、エネルギー需要を考えた場合、日本はエネルギー目的のプルトニウムの蓄積を否定できない、と返答した。これに対してパローズは、プルトニウムは目的如何を問わず、全て兵器に利用できるということが国際常識であると糾し、プルトニウムの抽出、蓄積を国際管理することを日本やドイツが促進すべきだ、という見解を示した。

核実験への正しい反応は非核地帯

最後に梅林がこの分科会を次のように締め括った。「この分科会では、北朝鮮の核実験実施という事態の中で、短期的な議論と中期的な議論の混乱があった。交渉が制裁か、太陽政策をどうするべきか、米朝会談の重要性、といった問題は短期的目標として大切だ。これに対して、『東北アジア非核兵器地帯』構想は中期的目標である。北朝鮮の核実験という事態に対して各国が正しく反応するには、この中期的目標のための議論を今こそ活性化することが必要だ。

これに向けて市民ができることがいくつかある。たとえば、非核宣言自治体に『東北アジア非核兵器地帯を求めよう』という決議の採択を働きかけることが1つの手段だ。また、『核軍縮議員ネットワーク』という超党派議員連盟を市民が活性化し、拡大してゆくことも可能である。」(より詳しい報告が実行委員会から出版される予定です) (編集部)

図説：世界の非核兵器地帯

軍事力によらない

いまこそ「東北ア

中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約)

締結署名 2006年9月8日
発効 5か国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)による批准から30日目に発効。

地帯の範囲
 上記5か国の領土、全ての水域(港湾、湖、河川)及びこれらの上空。

核保有国の対応
 核兵器国に署名開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、「条約及び議定書締結国によるいかなる違反行為に対しても容与しないこと」を定めている。

2006年9月8日、中央アジア5か国が、「中央アジア非核兵器地帯」の地位を獲得しているモンゴルとあわせ、北半球に「非核の」非核兵器地帯においては、核兵器の開発、製造、取得や配備のみならず、軍事力に依存しない「非核の傘」によって、私たちの平和と安全を確保する努力が続けられている。北朝鮮の核実験という事

モンゴル非核兵器地帯地位

1998年12月4日 国連総会決議で
 一国の非核兵器地帯の地位を認知
 2000年2月3日 国内法制定
 現在、非核兵器地帯の地位に基づく二国間、または多国間協定を模索中

アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)

締結署名 1996年4月11日
発効 28カ国(当時のアフリカ統一機構 OAU)の過半数が批准をすませたときに発効。

地帯の範囲
 アフリカ大陸、OAU のメンバーである島しょ国、およびOAU の決議によってアフリカの一部とみなされた島々、の領土および領海。(地図は、付属書に基づいて作成した。小島は示されていない。)

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

地帯内に位置する国・地域
 アラビア諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国(ザイル)、コートジボワール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モゾット、モロッコ(1985年にOAUを脱退)、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トリニダード・トバゴ、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバル、ジンバブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。)

加盟国
 50カ国が署名、20カ国(アルジェリア、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、コートジボワール、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ)が加盟。

核保有国の対応
 議定書では、条約締結国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書は、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、口は署名済み。2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)へと移行した。



東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

締結署名 1995年12月15日
発効 1997年3月27日

地帯の範囲
 東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域となる区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)

地域内に位置する国・地域
 ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)

加盟国
 上記「地帯内に位置する国・地域」の10カ国。

核保有国の対応
 5つの核兵器国に対して「条約締結国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁じていること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国も難色を示している。

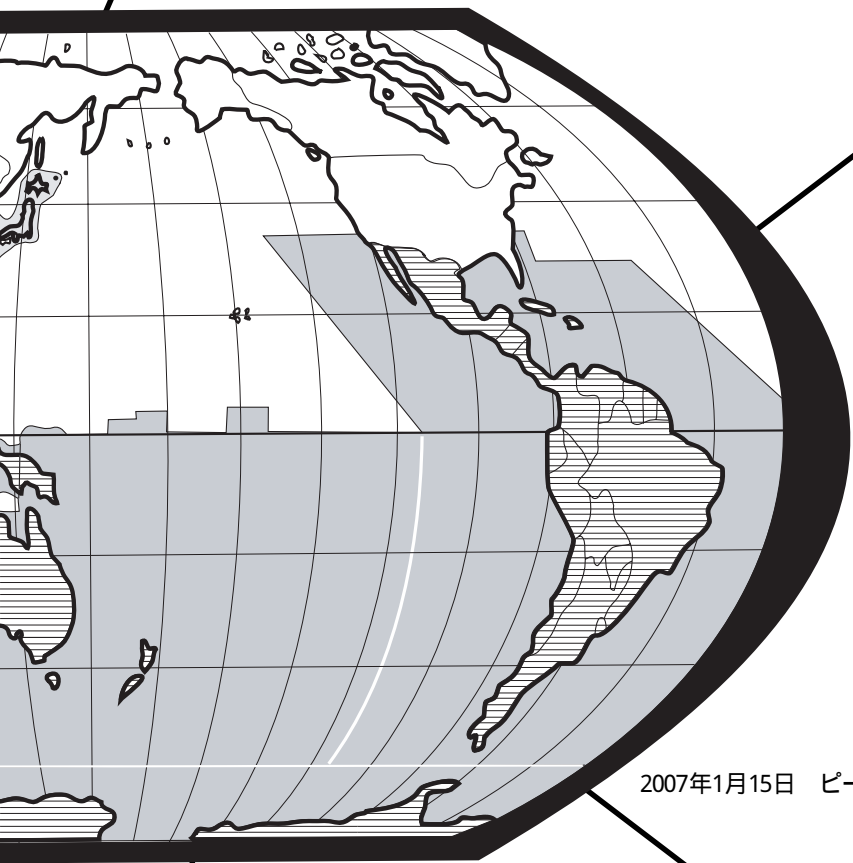
「非核の傘」で平和と安全 アジア非核兵器地帯を

条約に署名し、世界で5番目、北半球で初となる非核兵器地帯が誕生した。一国非核兵器地帯が大きく広がった。

ならず、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇も禁止される。こうした地帯の設置を確実にしようとする試みである。中東、南アジア、東北アジアなど各地で、新たな非核兵器地帯の誕生を受けたいまこそ、「東北アジア非核兵器地帯」の実現に向けて声を強めよう。

東北アジア非核兵器地帯(非政府提案)

1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。2004年、モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。



2007年1月15日 ピースデポ作成

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約

(トラテロルコ条約)

締結署名 1967年2月14日
発効 1968年4月22日

地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国防土・領海は除く。(図は、この領域を示している。)

地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
【注】その他にプエルトリコ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。

加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の33カ国。

核保有国の対応

5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用すると威嚇を行わないことを定めた付属議定書に署名、批准寄託している。

1990年に現在の名称に変更された。

の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、バブア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ自治領)
【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仏)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更)参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオにも加盟の資格がある。

加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の13カ国。

核保有国の対応

条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

南極条約

締結署名 1959年12月1日(ワシントン)
発効 1961年6月23日

地帯の範囲

南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。

地帯内に位置する国・地域

なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)。

加盟国

5つの核兵器国を含む45カ国。

南太平洋非核地帯条約

(ラロトンガ条約)

締結署名 1985年8月6日
発効 1986年12月11日

地帯の範囲

条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領

中央アジア非核兵器地帯

人間居住地域5番目の 非核地帯 「安全の保証」が 重要な狙い

06年9月8日に署名された中央アジア非核兵器地帯は、世界の間人居住地域に実現した5番目の非核兵器地帯条約である。署名された場所名によってセミパラチンスク条約と呼ぶ。条約交渉の開始は、1997年2月28日のアルマトイ宣言であるとされ、足かけ10年の交渉の結果成立した。地帯構成国は、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタンの5か国である(9ページ地図参照)。本誌265号(06年10月1日)に経緯や政治的な意義を書いたので、それを参照していただきたい。ここでは、条約の抜粋を参照しながら、この条約の特徴を解説する。

安全の保証

中央アジア5か国は、旧ソ連邦から独立した共和国であり、現在も米、ロ、中の覇権争いの渦中にある。また、ロシア、中国という核大国と国境を接している非核地帯である。したがって、中央アジア非核兵器地帯は、大国からの安全の保証を獲得することに強い関心を注いでいる。

このことの表れとして、前文のなかに「5核兵器国が付帯の安全保証の議定書に加盟した場合に、中央アジア諸国の安全保障の促進に資すると安全の保証を明文化するとともに、議定書の第1条には「消極的安全保証」とタイトルをつけて強調した。このようにタイトルを付けた非核兵器地帯条約は最初である。

環境回復

セミパラチンスクがソ連の核実験場であったことが示すように、中央アジア非核兵器地帯の設立を求める主要な動機の一つは、核実験やウラン精鉱など旧ソ連の核兵器活動による環境破壊や健康被害の後遺症を共通の問題として解決することであった。

それを反映して、条約前文には「領域の環境修復における協力」が謳われるとともに、第6条として「環境の安全」という独自の条文を設けた。これは、セミパラチンスク条約の

資料

中央アジア非核兵器 地帯条約(セミパラチンスク条約) 2006年9月8日署名

本条約の締約国は、(略)

核兵器廃絶と厳格かつ効果的な国際管理の下での全面完全軍縮を究極的な目標として、世界的に核兵器を削減するための系統的一貫した努力を継続することの必要性を強調し、また、すべての国家がこの目的に貢献する義務を負っていることを確信し、

中央アジア非核兵器地帯が核不拡散体制を強化し、原子力の平和利用における協力を促進し、放射能汚染の影響を受けた領域の環境修復における協力を促進し、そして地域及び国際の平和と安全を強化するための重要な前進となるであろうことを確信し、

中央アジア非核兵器地帯が、どわけ1968年の核不拡散条約(以下、NPT)の定める5核兵器国が付帯の安全保証の議定書に加盟した場合に、中央アジア諸国の安全保障の促進に資することを信じ、(略)

中央アジア非核兵器地帯の設立を決定し、以下のとおり協定する。

第1条 用語の定義及び使用

本条約及びその議定書の適用上、(a)「中央アジア非核兵器地帯」は、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共

和国を包含する。

(b)「核兵器あるいは他の核爆発装置」とは(略)/(c)「配置」とは(略)/(d)「核物質」とは(略)/(e)「放射性廃棄物」とは(略)/(f)「施設」とは(略)

第2条 条約の適用

(a)中央アジア非核兵器地帯の適用範囲は、本条約の目的に限り、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国に属する領土、全ての水域(港湾、湖、河川)ならびにこれらの上空と定義される。

(b)本条約は、地帯内に含まれているか否かを問わず、領土及び水域をめぐる領有権や主権に関するいかなる紛争においても、中央アジア諸国の権利を害したりいかなる形においても影響を与えたりするものではない。

第3条 基本的義務

1. 各締約国は以下を約束する。

(a)いかなる手段、場所においても、核兵器あるいは他の核爆発装置について研究、生産、貯蔵、もしくは取得、保有、管理権を持つことを行わない。

(b)いかなる核兵器あるいは他の核爆発装置についても、それらを研究、開発、製造、貯蔵、取得、もしくは管理権を持つことについて、いかなる支援を求めたり受けたりしない。

(c)いかなる核兵器あるいは他の核爆発装置についても、それらを研究、開発、製造、貯蔵、取得、あるいは保有する行為を支援した

り、奨励したりするいかなる行動もとらない。(d)領域内における以下の行為を容認しない。(略)

2. 各締約国は、他国の放射性廃棄物を領域内において処分しないことを約束する。

第4条 外国の船舶、航空機、陸路の輸送

本条約の目的及び目標を害することなく、各締約国は、外国の船舶の寄港や航空機の空港への着陸を含む、領域内の空路、陸路、水路の一時通過について、それぞれの主権の行使において独自に決定することができる。

第5条 核兵器あるいは他の核爆発装置の実験禁止(略)

第6条 環境の安全

締約国は、どわけウラン鉱滓貯蔵場や核実験場といった、核兵器あるいは他の核爆発装置の開発、生産、保管に関連する過去の活動により汚染された地域の環境修復に向けたあらゆる努力を支援することを約束する。

第7条 原子力の平和利用

本条約のいかなる条項も、原子力の平和利用に関する締約国の権利を害してはならない。

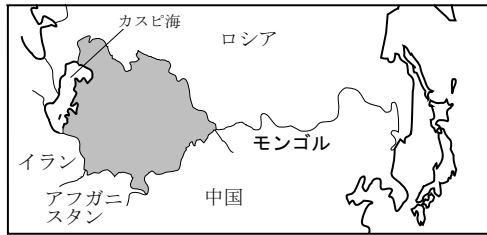
第8条 IAEA保障措置

各締約国は以下を約束する。

(a)領域内、あるいは自国の管轄、管理の下にある場所に存在する核物質及び施設を平和的目的に限って使用すること。

(b)締約国がNPTで定められた保障措置の

中央アジア非核兵器地帯



重要な特徴である。

「検証時代」の条約である。

IAEA追加議定書

中央アジア非核兵器地帯は、IAEA(国際原子力機関)が情報報告の義務範囲の拡大や抜き打ち査察など査察権限の強化を盛り込んだ追加議定書のモデルを作成した

陸路の一時通過

セミパラチンスク条約は、海岸線を持たない内陸国家のみで形成する初めての条約であるが、海洋に匹敵する巨大な湖に接している。アラル海とカスピ海である。そ

1997年以降に成立した初めての非核地帯である。

その結果、セミパラチンスク条約はIAEA追加議定書への加盟を義務づけた最初の条約となった。第8条は、条約発行後18か月以内に、加盟国はIAEAとの間で追加議定書を締結、発効させなければならないと規定している。

このことによって、セミパラチンスク条約は、独自の検証システムをもたず、すべてをIAEAの保障措置に委ねている。その意味で新しい

適用協定(INFCIRC / 153 Corr.)及び追加議定書(INFCIRC / 540 Corr.)を締結していない場合は、本条約発効後18か月以内にIAEAとの間でこれらを締結し、発効させること。

(c) (略)

第9条 核物質及び設備の物理的防護(略)

第10条 協議会合

締約国は、本条約の遵守状況や履行に関するその他の案件を検討するために、持ち回り制で代表者による年次会合を開催すること、及び、締約国からの要請に応じて特別会合を開催することに合意する。

第11条 紛争の解決

本条約の解釈や適用をめぐる締約国間の紛争は、交渉を通じて、または締約国が必要と見なす別の手段を通じて解決されなければならない。

第12条 他の協定

本条約は、本条約の発効日に先立って締結された他の国際条約に基づく権利及び義務に影響を与えない。

締約国は、本条約に含まれている主原則にのっとり、本条約の目的と目標の効果的な履行のためのあらゆる必要措置をとらなければならない。

第13条 留保

本条約には留保を付してはならない。

第14条 署名及び批准

(a)本条約は、カザフスタン共和国セミパラチンスクにて、中央アジア非核兵器地帯を構成するすべての国家、すなわちカザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国による署名のために開放される。

チンスクにて、中央アジア非核兵器地帯を構成するすべての国家、すなわちカザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国による署名のために開放される。

(b)本条約は批准されなければならない。

第15条 発効及び有効期間

(a)本条約は5番目の批准書の寄託日から30日目に発効する。

(b)本条約は無期限に効力を有する。

第16条 条約脱退

締約国は、この条約の対象である事項に関係する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認められる場合には、寄託国への文書通告をもって条約から脱退できる。脱退の通告には、締約国が自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載する。

(b)脱退は、寄託国が通告を受領した日から12か月後に効力を生じる。寄託国は、このような通告について、すべての条約締約国及び議定書署名国に周知させる。

第17条 改正(略)

第18条 寄託

(a)本条約は、キルギス共和国に寄託される。キルギス共和国は、これにより本条約の寄託国となる。

(b)寄託国は、とりわけ以下を行うこととする。

()本条約及び議定書への署名の機会を提供し、本条約及び議定書の批准書を受領する。

()本条約及び議定書を国連憲章第102条の規定に従って登録する。

()本条約及び議定書の認証謄本をすべての締約国及び議定書締約国に送付し、本条約及び議定書への署名及び批准に関する通知を行う。(以下略)

.....

議定書

本議定書の締約国は、(略)

第1条 消極的安全保証

議定書締約国は、条約締約国に対し、核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないことを約束する。

第2条 違反に寄与しないこと

議定書締約国は、条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為にも寄与しないことを約束する。(略)

第3条 条約改正の影響(略)

第4条 署名

本議定書は、フランス共和国、中華人民共和国、ロシア連邦、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国の署名のために開放される。(以下略)

(訳:ピースデポ)

の結果、他の非核兵器地帯条約と同様に、艦船、航空機に搭載された核兵器の一時通過問題が発生する。そして、ラロトンガ条約、バンコク条約、ペリダバ条約と同様に、一時通過を一律に禁止することができず、その扱いをそれぞれの国家主権の判断に委ねる方式を採用した(第4条)。

ここまでであれば、ある意味では予想された現状の反映であるが、セミパラチンスク条約は陸路の一時通過についても許容の余地を残した。これは、他の非核兵器地帯条約にはなかったことであり、過去より後退したものとして注視すべきであろう。

他の協定との整合性

セミパラチンスク条約で、今後もっとも激しく議論される可能性があるのは、第12条「その他の協定」に関してであろう。この条文を主たる理由として、米、英、仏は条約の署名式典への参加をボイコットし、条約の議定書に参加しな

いと主張している。

主要な問題は、ロシアを含むタシケント集団安全保障条約(1992年)と非核地帯条約との関係に関して発生している。タシケント条約には「侵略があったとき、軍事支援を含むあらゆる必要な支援を相互に与える(第4条)」という条項がある。これを重視した親口3か国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン)は、非核兵器地帯条約に「既存の条約や協定に影響を与えない」ことを明記するよう求め、他の2か国(ウズベキスタン、トルクメニスタン)はこれに反対した。

結果として作られた妥協の産物が第12条である。第12条は、2つの文章からなり、第1の文章で「他の国際条約に基づく権利及び義務に影響を与えない」と述べ、第2の文章で「条約の目的と目標の効果的な履行のためのあらゆる必要措置をとらなければならない」と定めている。条約が成立した以上、このあいまいな条文の運用は、個別事態について協議されてゆくべきであろう。(梅林宏道)

大量破壊兵器

中東非WMD地帯と イラン制裁決議

中東非WMD地帯構想の歴史

1974年、イランとエジプトは、中東非核兵器地帯の創設を求める決議案を国連総会に提出し、採択された。それ以降も、同様の国連決議が毎年採択されている。1980年以降は、イスラエルもこれに賛成し続け、昨年も、決議A/RES/61/56が12月6日に全会一致で採択された。

1990年4月には、エジプトのムバラク大統領が、すべての大量破壊兵器(WMD)をなくすことを謳った「中東非WMD地帯」構想を打ち出した。その直後の91年初頭にイラクと多国籍軍との間で湾岸戦争が勃発したが、その停戦条件について定めた国連安保理決議687号(91年4月3日)の第14節は、次のように述べていた。

(安全保障理事会は)第8節から13節においてイラクがとるべき行動は、大量破壊兵器とそのすべての運搬手段のない地帯を中東に創設するという目標、および、化学兵器を地球規模で禁止するという目標に向けた措置であることに留意する。

この8節から13節は、イラクによる大量破壊兵器(核・化学・生物兵器を含む)およびその運搬手段である弾道ミサイル(射程150キロメートル以上)の保有禁止・廃棄義務について定めたものであり、その義務を中東非WMD地帯創設という文脈の中に位置づける、というのがここでは重要な点である。

その後、イスラエルや中東のアラブ諸国、パレスチナを集めて1991年に開かれた「マドリッド平和会議」において、各参加国が、「中東の軍備管理と地域安全保障に関する作業グループ」(ACRS)を設立することに合意する。しかしながら、非WMD地帯問題をACRSで議論し始めるタイ

ミングをめぐってエジプトとイスラエルの間で争いが生じ、95年9月以降、ACRSは開かれていない。

他方、95年に開かれた「NPT再検討・延長会議」で採択された「中東決議」は、その第5節および第6節において、検証可能な非WMD地帯の創設に向けて努力しよう中東諸国やすべてのNPT加盟国に対して呼びかけた。

だが、イスラエルは、このNPTに未加盟であることにも現れているように、中東における和平が達成される以前にNPTや非WMD地帯のような国際的取決めに拘束されることを非常に嫌う。中東は「交戦状態」にあり、イスラエルの存在を国家として承認しないような勢力がいる限り、非WMD地帯の議論には入れないというのがイスラエルの言い分である。

しかしながら、これはまさに「ニワトリが先か卵が先か」という話であって、逆に、イスラエルの核兵器の存在(本誌266号参照)こそがイスラエルとパレスチナ・アラブ諸国との間の和平を妨害しているという因果関係もある。中東和平と非WMD地帯化のどちらかが一方的に先でなければならないということはないのである。

イランだけが非難される制裁決議

さて、06年12月23日、イランによるウラン濃縮・再処理活動などを非難し、もろもろの制裁を同国に加えることを初めて定めた国連安保理決議1737が採択された(11ページに資料)。ここで問題にしたいのは、この決議の中に中東非WMD地帯に関する言及が一切ないということである。すなわち、イラン制裁決議においては、イランだけが一方的に非難され、中東全体における非WMD地帯化という課題のな

かにそれが位置づけられることがない。これは、先述のイラク停戦決議687と比較すると際立っており、核大国側による典型的なダブル・スタンダードだといっていよう。

(山口響)

文化社、2002年)、「核脅威イニシアチブ (NTI)による紹介ページ www.nti.org/h_learnmore/nwftutorial/chapter06_03.html。
2. 例えば、国連において中東非WMD地帯決議に賛成の意を表明した際にイスラエルが提出した次の説明書を参照。
www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com06/EOV/L.1israel.doc

注

1. 中東非WMD地帯については次のものを参照。戸崎洋史「中東の核兵器問題」広島平和研究所編『21世紀の核軍縮』法律

資料

国連安全保障理事会 決議1737(2006) 2006年12月23日採択

安全保障理事会は、(略)

国連憲章第7章第41条の下で行動し、

1. イランは、その核計画が完全に平和目的のものであるとの信頼を確立し懸案となっている諸問題を解決するために不可欠である、IAEA理事会が決議GOV/2006/14で要求した措置を、これ以上の遅滞なく取るべきことを確認する。
2. イランは、この文脈において、拡散上機微な次の核活動をこれ以上の遅滞なく一時停止すべきことを決定する。
 - (a) IAEAが検証すべきすべての濃縮関連及び再処理活動。研究・開発を含む。
 - (b) 同じくIAEAが検証すべきすべての重水関連計画に関する作業。重水減速炉の建設を含む。
3. すべての加盟国が、イランの濃縮関連活動、再処理活動、重水関連活動、あるいは、核兵器運搬システムの開発に寄与する可能性のあるあらゆる物品、資材、機器、製品、技術を、直接あるいは間接に、自国領土から、あるいは自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、イランに対して、あるいはイランの使用や利益に供する為に供給、販売、移転することを防ぐのに必要な措置を取らねばならないことを決定する。これは、自国領土に起源を持つものであるか否かを問わない。(後略)
- 4-5 (略)
6. すべての加盟国が、第3、4節で特定された禁止物品、資材、機器、製品、技術を供給、販売、移転、製造、使用することに関連した技術支援あるいは訓練、金融支援、投資、仲介その他のサービス、金融資源あるいはサービスの移転をイランに対して提供することを防ぐための必要な措置を取るべきことを決定する。
- 7-8 (略)
9. そうした物品・支援の供給、販売、移転、提供が、拡散上機微な核活動および核兵器運搬システムの開発を支援することになるイランの技術開発に明らかに寄与しないと制裁委員会が事前にかつケースごとに決定する場合には、上記の第3、4、6節で課された措置は適用されない。これには、そうした物品・支援が食糧、農業、医療その他の人道的目的に供される場合を含む。(後略)

10. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関連し、支援を提供する個人が自国領土に入り、あるいは通過することに関して注意を払うようすべての加盟国に要請し、またこの点に関連して、この決議の付属書で特定された個人が自国領土に入り、あるいは通過する場合には制裁委員会に告知すべきことを決定する。(後略)
11. (略)
12. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事し、直接に関連し、支援を提供しているとして、この決議の付属書で特定された個人・団体、および、安保理あるいは制裁委員会によって特定された個人・団体によって所有、管理された資金、その他の金融資産、経済資源であって、この決議が採択された日付あるいはそれ以後のいかなる日において自国領土内にあるものをすべての加盟国は凍結すべきことを決定する。また、違法な手法を通じたものを含んで、上記の個人・団体の代理あるいは支持によって行動する個人・団体、それらによって所有・管理された団体による場合も含む。(後略)
- 13-17 (略)
18. 暫定手続規則の規則28に従って、安保理のすべての加盟国から構成された制裁委員会を安保理内に創設し、次の任務を担わせることを決定する。
 - (a) この決議の第3、4、5、6、7、8、10、12節によって課された措置を効果的に実行するために加盟国によって取られた行動に関する情報、およびこの点に関連して制裁委員会が有用だと認めるさらなる情報をすべての加盟国から収集すること。とりわけ、この地域の国々、及び、上記の第3、4節に言及された物品、資材、機器、商品、技術を生産する国々からの情報を収集すること。
 - (b) この決議の第16節によって課された措置を効果的に実行するためにIAEAによって取られた行動に関する情報、およびこの点に関連して制裁委員会が有用だと認めるさらなる情報をIAEA事務局から収集すること。
 - (c) この決議の第3、4、5、6、7、8、10、12節によって課された措置の違反容疑に関連した情報を調査し、その情報に基づいて適切な行動を取ること。
 - (d) 上記の第9、13、15節において提示された例外に関する請求を検討し決定すること。

- と。
- (e) 上記の第3節の目的のために特定された追加の物品、資材、機器、商品、技術を必要に応じて決定すること。
- (f) 上記の第10、12節によって課された措置に従って追加の個人・団体を必要に応じて指定すること。
- (後略)
19. すべての加盟国は、上記の第3、4、5、6、7、8、10、12、17節を適切に実行する見通しを持って取った措置に関連して、この決議の採択から60日以内に制裁委員会に報告すべきことを決定する。
20. 上記の第2節において提示された一時停止に加え、IAEA理事会の提示した要求にイランが完全かつ検証を伴った形で従えば、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するよう、外交と交渉を通じた解決に寄与するであろうとの確信を表明し、国際社会はそうした解決に向けて前向きに努力する意志があることを強調し、上記の条項に従うことによって国際社会及びIAEAに再び関与することをイランに促し、そうした関与はイランに利益をもたらすものであることを強調する。
21. (略)
22. IAEAの権威を強化する決意を繰り返し表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、(後略)
23. IAEA事務局長に対して、この決議に言及されたすべての行動の完全かつ継続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求したすべての措置、およびこの決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安保理が検討できるように60日以内に報告を提出することを要求する。
24. 60日以内に提出されることになっている上記の第23節に言及された報告に照らして、イランの行動を再検討することを確認する。また、
 - (a) & (b) 略
 - (c) 上記の第23節の報告がイラクがこの決議に従っていないことを示している場合には、この決議及びIAEAの要求にイランに従わせるようにするために国連憲章第7章第41条の下においてさらなる適切な措置を取ることを強調する。また、追加の措置が必要な場合にはさらなる決定が要求されることを確認する。
25. (略) (訳:ピースデポ)

市民フォーラム 「東北アジアの平和と自治体・市民」

日時: 2月24日(土) 午後2時~4時半(1時半開場)

場所: 横浜ワールドポーターズ6階イベントホール(みなとみらい線「みなとみらい」駅)

昨今の米軍再編問題をきっかけに、日本の各地において自治体と平和問題のかかわりがクローズアップされています。その背後には、東北アジアにおける緊張緩和と平和機構の構築、とりわけ非核兵器地帯の構築といった大きな課題があり、これらの問題が市民の一人一人にとっての関心となりつつあります。東北アジアの平和・非核に向けて、自治体・市民に何ができるのでしょうか。本フォーラムでは、東北アジアの平和に向けた地域からの具体的なアプローチについて、さまざまな角度から議論したいと思います。

講演とディスカッション:

児玉克哉さん「国際社会における自治体の役割(仮)」
三重大学教授、地域開発研究機構
自治体関係者(交渉中)ほか。

翌25日午前にはピースデポ総会を開催します。どなたでも参加できます。

日誌

2006.12.6 ~ 2007.1.5

作成: 中村桂子、林公則

IAEA = 国際原子力機関 / KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構 / SM3 = スタンダードミサイル3

12月6日 国連総会本会議、第一委員会通過の日本提出決議案、NAC提出決議案等を採択。
12月8日 ジュネーブで開催されていた生物兵器禁止条約第6回運用検討会議、最終宣言を採択し閉幕(11月20日~)。
12月8日 ジュネーブで開催されていた生物兵器禁止条約締約国会合が閉幕(4日~)。
12月13日 韓国の聯合ニュース、平沢の米軍基地の拡張作業が遅れ、移転完了が2012年末以降になる見通しと報じる。
12月14日 KEDOと韓国電力公社、琴湖の軽水炉事業の事業終了協定を締結。
12月15日 防衛省、昇格関連法案、参院本会議で賛成多数による可決。
12月18日 6か国協議、北京市内の釣魚台迎賓館で1年1か月ぶりに再開される。
12月18日 ブッシュ米大統領、米インド平和原子力協力法に署名。
12月19日 米国と北朝鮮、金融制裁、核の両問題で個別協議。
12月19日付 07年度予算の財務省原案に、米

空母艦載機移転反対の岩国市新市庁舎の建設費補助金が盛り込まれないことが明らかに。

12月20日 防衛庁幹部、米海軍横須賀基地所属イーグズ駆逐艦2隻にSM3を搭載する改修作業の完了を明らかに。

12月20日 政府臨時閣議、緊急時に米核武装艦の領海内通過を事前協議なしで認めるとした久間防衛庁長官発言を否定する答弁書決定。

12月22日 6か国協議、休会に。

12月23日 国連安保理、イランに対する制裁決議を全会一致で採択。(本号参照)

12月24日 イラン・ラリジャン最高安全保障委員会事務局長、制裁決議への対抗措置として遠心分離機3千基の設置開始を表明。

12月27日 イラン国会、政府にIAEAへの協力見直しと核開発の加速を義務づける法案を可決。

12月30日 イラン元大統領サダム・フセインの死刑執行。

1月1日 韓国の潘基文前外交通商相が第8代国連事務総長に就任。

1月2日 イスラエルのリーバーマン戦略問題担当相、潘・国連事務総長に対し、イランの国連除名を求める手紙を送付。

1月4日 ウォール・ストリート・ジャーナルにキッシンジャーら4人の元米政府高官が、核兵器廃絶を訴える寄稿。

1月5日 塩崎官房長官、記者会見で、朝鮮半島有事に備え日米両政府が韓国在住の日米民間人の退避計画の検討を進めていると言及。

沖縄

12月7日 楚辺通信所が開鎖。

12月11日 仲井真知事が、就任会見で「普天間飛行場の三年以内閉鎖」を要求していく方向

性を確認。

12月12日 米軍からの返還地であるキャンプ桑江北側地区で7日、油が入っているドラム缶1本が発見されたことが判明。

12月13日 米軍トライブ通信施設の沖合約200メートルの海上で、米海兵隊のヘリが吊り下げて輸送中の米軍車両を落下。

12月14日 米海兵隊のヘリによる米軍車両落下問題で、在沖米陸軍司令官が読谷村長を訪ねて謝罪。

12月14日 米海兵隊のヘリによる米軍車両落下問題で、読谷村議会が抗議決議。

12月14日 読谷補助飛行場の一部跡地で、基準値の20倍超の鉛による土壌汚染が発覚。

12月22日 キャンプ瑞慶覧に移設される海軍病院の建設工事の実施を日米両政府が合意。

12月25日 第二回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会を開催。

12月26日 沖縄密約訴訟が結審。

12月31日 楚辺通信所と読谷補助飛行場の返還残部106ヘクタールが米軍から返還。

1月5日 東村の米軍提供施設区域内の福地ダム湖面で米軍のものと思われるバイント弾1500発が発見。

今号の略語

CTBT = 包括的核実験禁止条約
IAEA = 国際原子力機関
NPT = 核不拡散条約
NSA = 消極的安全保証
WMD = 大量破壊兵器

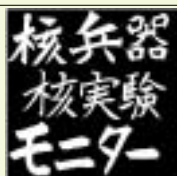
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 氷熊克哉 <higuma@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 氷熊克哉(ピースデポ) 山口響(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 津留佐和子、中村和子、華房孝年、林公則、梅林宏道